

令和2年3月16日発信

新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症への対応に関して、次のとおりお知らせいたします。

I. 農林水産省の新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン

北海道農政事務所内に令和2年3月8日（日）に設置された新型コロナウイルス対策に関する農林水産省北海道現地対策本部から、別添の卸売市場向けのリーフレット「新型コロナウイルス感染者が発生してしまったら」が発表されましたので、お知らせいたします。

このリーフレットは、北海道版として、農林水産省が発出した別添の食品事業者全般に向けたガイドラインの「食品事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」から、卸売市場向けのガイドラインをリーフレット形式で作成したもので、農林水産省で作成された別添の「新型コロナウイルス感染症の予防対策」のリーフレットとともに、広く卸売市場関係者に周知して、対応に万全を期していただきたいとしております。

各卸売市場関係者の皆様には、このリーフレット等を関係者への啓発に活用するとともに、ガイドラインに沿った新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底と、感染者発生時の対応の備えを進めていただきたいと考えます。

※「新型コロナウイルス感染者が発生してしまったら」のリーフレット等は北海道市場協会ホームページに掲載しています。

(ホーム > 会員向け情報 > 情報発信 > 情報発信 No.22)

※新型コロナウイルス感染症に関する情報は、農林水産省及び厚生労働省の次のホームページで公表されています。

(農林水産省ホーム > 注目情報 新型コロナウイルスについて)

(厚生労働省ホーム > 新型コロナウイルス感染症について、こちらをご覧ください)

新型コロナウイルス感染者が 発生してしまったら

新型コロナウイルス対策に関する
農林水産省北海道現地対策本部

卸売市場向け

- **食品を介して**新型コロナウイルス感染症に**感染したとされる事例は報告されていません。**

新型コロナウイルス感染症の予防策を徹底してください。

・ さらに衛生管理をお願いします。

- 新型コロナウイルス感染症の主要な感染経路は、飛沫感染と接触感染であると考えられています。
- 食品取扱者の**体調管理**や**こまめな手洗い**、**アルコール等による手指の消毒**、**咳エチケット**など、通常の食中毒予防のために行っている**一般的な衛生管理が実施されていれば心配する必要はありません。**

・ 感染症の予防対策をお願いします。

- 事業所は、従業員に対し次に掲げる**感染予防策を要請**します。
 - ・ 体温の測定と記録
 - ・ 発熱などの症状がある場合には所属長への連絡と自宅待機また、せり場など不特定多数の者が集まる場所ではできる限りマスクを着用し、マスクを着用しない場合には2メートルを目安として適切な距離を保って取引を行うことを徹底するなど、事業所の実態によって感染予防策を行ってください。

・ 特に人が触る回数の多いドアノブなどの清掃をしましょう。

- **アルコール消毒液**を浸したペーパータオル等で**拭き取り清掃を行ってください。**

清掃箇所

頻繁に**手指が触れる場所**

(机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり等)

消毒用資材

- ・ **アルコール(70%以上)**(**次亜塩素酸消毒液(0.05%)***)で代用可)
- ・ 拭き取りに使う**使い捨てペーパータオル等**

* 次亜塩素酸消毒液を扱う際には、手袋着用など十分に注意して行ってください。

※ 地域の保健所の指示に従ってください。

農林水産省

○ **卸売市場で新型コロナウイルス感染者が発生した場合でも、
生鮮食料品等の安定供給の観点から、
事業を継続することが重要です。**

新型コロナウイルス感染症発生時には、
業務を継続するために必要な対応を取ってください。

・感染者が発生した場合は保健所の指示に従い対応してください。

- 事業所は、患者が確認された場合には、**直ちに市場開設者、保健所に報告し、対応について指導を受けてください。**
- 事業所は、**濃厚接触者**と確定された従業員に対し、**14日間出勤停止し、健康観察を実施してください。**
- 濃厚接触者と確定された従業員は、**発熱や強いだるさ、息苦しさ**を感じた場合は**保健所に連絡**し、保健所の指示に従い対応してください。

・感染者が触れたドアノブなどの消毒をしてください。

- 事業所は、保健所が必要と判断した場合には、感染者が勤務した区域（卸売場、倉庫、事務室等）のうち、**手指が頻繁に接触する箇所**（ドアノブ、スイッチ類、手すり等）を中心に**消毒**（アルコール等で拭き取り等）してください。 ※施設全体、床面など大がかりな消毒は不要です。

・食料品の安定供給確保のため業務が継続できるよう準備をお願いします。

- 事業所は、重要業務として**優先的に継続させる業務を選定**し、重要業務を継続するために必要となる人員、物的資源（マスク、手袋、消毒液等）等を把握してください。
- 事業所は、従業員の確保状況に応じた**業務マニュアルを作成**してください。

（参考）従業員の確保の状況による段階別の業務

事業所は、従業員の確保状況に応じて、段階別に業務継続体制を決定します。

第一段階（業務の内容）原則通常どおりの業務

（人員体制）早出・残業等で業務対応

第二段階（業務の内容）重要業務の継続を中心とし、その他の業務は縮小・休止

（人員体制）早出・残業等での業務対応に加え、他部門から応援

卸売市場等の食品産業は、国民への食料の安定供給に重要な役割を担っており、新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時の対応及び業務継続を図る際の基本的なポイントをお示ししました。農林水産省としても全面的に協力いたしますので、対応していただくようよろしくお願いいたします。

食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の 対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン

- 本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染者の報告が増加していることから、食品製造業、食品流通業（卸売、小売）、外食産業の食品を取り扱う事業所の従業員に新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時に、保健所（感染症担当。以下同じ。）と連携し、感染拡大防止を前提として、食料安定供給の観点から、業務継続を図る際の基本的なポイントをまとめたものです。
- 新型コロナウイルス感染症の主要な感染経路は、飛沫感染と接触感染であると考えられています。2020年2月21日現在、食品（生で喫食する野菜・果実や鮮魚介類を含む。）を介して新型コロナウイルス感染症に感染したとされる事例は報告されていません。製造、流通、調理、販売等の各段階で、食品取扱者の体調管理やこまめな手洗い、アルコール等による手指の消毒、咳エチケットなど、通常の食中毒予防のために行っている一般的な衛生管理が実施されていれば心配する必要はありません¹。

1. 新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底

- 新型コロナウイルス感染症対策については、現在、感染の流行を早期に終息させるために、クラスター（集団）が次のクラスター（集団）を生み出すことを防止することが極めて重要な時期とされており、厚生労働省、都道府県、保健所からの情報に基づいて、徹底した対策をお願いします。

【参考】

- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
- 「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」（厚生労働省HP）
- 「家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～」（厚生労働省HP）

- 事業所は、従業員に対し、次に掲げる感染予防策を要請します。
 - ① 体温の測定と記録
 - ② 発熱などの症状がある場合に所属長への連絡と自宅待機の徹底
 - ③ 以下の場合には所属長に連絡の上保健所に問い合わせ
 - ・ 体温 37.5 度以上の熱が 4 日以上継続した場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む）
 - ・ 強いだるさや息苦しさがある場合
 - ・ 基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など））がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方で、風邪の症状や 37.5 度以上の発熱、強いだるさや息苦しさが 2 日程度続く場合

- また、事業所は、例えば卸売市場のせり場など常時不特定多数の者が集合する場所では、できる限りマスクを着用し、マスクを着用しない場合には2メートルを目安として適切な距離を保って取引を行うことを徹底するなど、事業所の業態によって感染予防策を行ってください。

マスクの確保については、供給が十分でない状況ですが、政府として取り組んでいるところであり、御理解をいただきますようお願いいたします。

- 事業所は、従業員の新型コロナウイルス感染症の検査の状況、診断結果等について速やかに報告を受けるなどの適切な情報収集体制を構築してください。
- 事業所は、手洗いなど次に掲げる感染予防策を徹底してください。
 - 出勤時、トイレ使用后、売場・厨房・製造加工施設への入場時には手洗い、手指の消毒。
 - できる限りマスクを着用し、マスクがない時に咳をする場合にはティッシュ・ハンカチや袖等で口や鼻を被覆。
 - 通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところの拭き取り清掃。

【参考】これまで集団感染が確認された場に共通すること

- 換気の悪い密閉空間であった
 - 多くの人が密集していた
 - 近距離（互いに手を伸ばしたら届く距離）での会話や発声が行われたという3つの条件が同時に重なった場
- （「新型コロナウイルス感染症対策の見解」（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）（3月9日））

2. 新型コロナウイルス感染症患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

（1）患者発生の把握

- 事業所は、患者が確認された場合には、その旨を保健所に報告し、対応について指導を受けてください。また、従業員に対しては事業所内で感染者が確認されたことを周知するとともに、1に掲げる感染予防策をあらためて周知徹底してください。
- 卸売市場で営業を行う事業所は、患者が確認された場合には開設者等に報告してください。

（2）濃厚接触者の確定

- 新型コロナウイルス感染症の現行の感染拡大防止策においては、医師の届出等で、患者を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うこととされています²。
このため、事業所は、保健所の調査に協力し、速やかに濃厚接触者を自宅に待機させるなど感染拡大防止のための措置をとることとなります。

- また、「地方自治体が、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査等により、個々の患者発生をもとにクラスター（集団）が発生していることを把握するとともに、患者クラスター（集団）が発生しているおそれがある場合には、確認された患者クラスター（集団）に関する施設の休業やイベントの自粛等の必要な対応を要請する」とされていることにも留意が必要です²。

（3）濃厚接触者への対応

- 事業所は、保健所が濃厚接触者と確定した従業員に対し、14日間出勤を停止し、健康観察を実施してください。
- 事業所は、濃厚接触者と確定された従業員に対し、保健所の連絡先を伝達してください。
- 濃厚接触者と確定された従業員は、発熱又は呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈した場合には、保健所に連絡し、行政検査を受検します。また、事業所は、その結果の報告を速やかに受けることとします。

【参考】

「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」が発病した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。（「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査要領（暫定版）（国立感染症研究所感染症疫学センター令和2年2月27日版）」）

- 新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- 適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者
- 新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- その他：手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と接触があった者（患者の症状などから患者の感染性を総合的に判断する）

3. 施設設備等の消毒の実施

- 事業所は、保健所が必要と判断した場合には、感染者が勤務した区域（売場、厨房、製造加工施設、倉庫（冷蔵庫、冷凍庫を含む。以下同じ。）、執務室等）の消毒を実施します。
- 消毒は、保健所の指示に従って実施することが望ましいですが、緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が勤務した区域（売場、厨房、製造加工施設、倉庫、執務室等）のうち、手指が頻回に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり等）を中心に、アルコール（消毒用エタノール（70%））又は次亜塩素酸ナトリウム（0.05%以上）で拭き取り等を実施してください^{3・4}。
- 一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した施設等は操業停止や食品廃棄などの対応をとる必要はありません。

4. 業務の継続

(1) 重要業務の継続

- ・ 事業所は、濃厚接触者の出勤停止の措置を講じることにより、通常の業務の継続が困難な場合には、重要業務として優先的に継続させる製品・商品及びサービスや関連する業務を選定し、重要業務を継続するために必要となる人員、物的資源（マスク、手袋、消毒液等）等を把握してください。
- ・ 事業所は、重要業務継続のため、在宅勤務体系・情報共有体制・人員融通体制を整備するとともに、重要業務継続のための業務マニュアルを作成してください。

(参考) 従業員の確保状況による段階別の業務継続体制

事業所は、従業員の確保状況に応じて、段階別に業務継続体制を決定します。

【第一段階】

- (業務の内容) 原則通常どおりの業務
- (人員体制) 早出・残業等で業務対応

【第二段階】

- (業務の内容) 重要業務の継続を中心とし、その他の業務は縮小・休止
小規模事業所の場合にあっては業務全体の休止も含め判断
- (人員体制) 早出・残業等での業務対応に加え、他部門からの応援

(2) 食料品の安定供給の確保

- ・ 小規模な事業所が業務全体を休止する場合には、他の事業所や所属する組合、協会等に相談し、顧客への供給の確保に努めてください。

卸売市場等の食品産業は、国民への食料の安定供給に重要な役割を担っており、新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時の対応及び業務継続を図る際の基本的なポイントをお示ししました。農林水産省としても全面的に協力いたしますので、対応していただくようよろしくお願いいたします。

(参考)

- 1 新型コロナウイルスに関するQ&A（関連業種の方向け）（厚生労働省）
- 2 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
- 3 「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」（厚生労働省健康局結核感染症課）
- 4 「MERS 感染予防のための暫定的ガイダンス（2015年6月25日版）」（一般社団法人日本環境感染学会）

新型コロナウイルス感染症の予防対策

- **食品を介して**新型コロナウイルス感染症に**感染したとされる事例は報告されていません。**
- 新型コロナウイルス感染症の主要な感染経路は、飛沫感染と接触感染であると考えられています。
- **体調管理**や**こまめな手洗い・手指の消毒、咳エチケット**などを実施すれば心配する必要はありません。
- 一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した施設等において**操業停止や食品廃棄などの対応は必要ありません。**

・お勧めする感染症予防対策

- 体温を測定し、記録すること
- 発熱などの症状がある場合は、所属長に連絡して自宅待機すること
- 不特定多数が集まる場所では、できる限りマスクを着用すること
- マスクを着用しない場合は、2メートルを目安に、距離を保つこと
- 屋内で作業する場合は、必要に応じて換気を行うこと

※ マスクの入手が難しい状況ですが、政府としてその確保に全力で取り組んでいるところです。できる限りマスクを着用するよう努めてください。

・感染者が発生した施設設備等の消毒方法

- **アルコール消毒液**を浸したペーパータオル等で**拭きとり清掃**します。

清掃箇所

頻繁に**手指が触れる場所**
(机、手すり、ドアノブ、電気のスイッチ、水道の蛇口など)

消毒用資材

アルコール(70%以上)(次亜塩素酸消毒液(0.05%)*で代用可)
拭き取りに使う**使い捨てペーパータオル等**

* 次亜塩素酸消毒液を扱う際には、手袋着用など十分に注意して行って下さい。